

2024年5月9日

お客さま各位

東京都千代田区内幸町二丁目1番6号
ソニー銀行株式会社

当社は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第三条第一項の規定にもとづき、預金保険機構への移管対象となる預金等について次の通り公告します。

対象となる預金等については、預金保険機構への納付の日をもって、預金債権が消滅することとなりますが、引き続き、当社を通じて、当該預金等の元本および利子に相当する額の金銭（休眠預金等代替金）の支払いを受けることができます。

本件に関する詳細は、当社のカスタマーセンターまでお問い合わせください。

1. 対象となる預金等

2014年1月1日から2014年12月31日に最終異動日等があった預金等

2. 預金保険機構への納期限（*）

2025年5月8日

（*）法にもとづく預金保険機構への納付期限であり、実際の納付日と異なります。

以上

公告の中断についての追加公告

1. 公告中断日時

2024年5月27日午前0:50～午前4:04

2. 公告中断内容

公告掲載期間において、サービスサイトが表示できない事象が発生したため公告の中断が生じました。